

第3章 対応の記録

第7節 公共施設やイベントにおける感染対策

いきいきプラザ等における感染対策.....	194
コミュニティセンター、文化施設、スポーツ施設における感染対策	196
都市公園施設における感染対策.....	198
生涯学習センター・公民館・科学館における感染対策.....	199
南部青少年センターにおける感染対策	200
博物館・文化財施設における感染対策.....	202
千葉県図書館における感染症対策	203
来所による消費生活相談時のコロナ対策	206
消費者啓発のための各種講座等開催にあたってのコロナ対策.....	207
消費者団体等への諸室貸出時のコロナ対策.....	208
健康関係イベントの中止やオンライン配信.....	209
清掃工場等における感染対策	212
喫煙所の供用停止、供用方法の変更	213
会議、説明会、セミナー、審議会等における感染対策	214
図書館における新しい生活様式への対応	216
社会福祉研修センターの感染対策.....	217
戦没者追悼式の開催規模の縮小	218
避難所、拠点福祉避難所における感染対策.....	219
選挙における感染症対策	221
特例郵便等投票.....	222
職員採用試験及び説明会.....	224

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策		
細節	—		
項目名	いきいきプラザ等における感染対策		
担当課	高齢福祉課		
取組内容	<p>【いきいきプラザ・センターの管理運営(閉館、利用制限、感染症対策)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきプラザ・いきいきセンター・おゆみ野ふれあい館(計16施設)において感染状況に応じ対策を講じ施設を運営した。 ・緊急事態宣言時など感染状況に応じて休館とした。 ・密を避けるために諸室の定員を2分の1とした。 ・利用者同士で距離を確保できない囲碁、将棋、健康マージャンの利用を制限した。 ・飛沫が飛ぶ活動である合唱、カラオケ、スポーツ吹矢の利用を制限した。 ・利用者が共用で利用する浴室の脱衣籠やドアノブなど利用者がよく接触する部位を定期的に消毒した。 ・2方向の窓を同時に開けるなど換気を徹底した。 ・入館時に検温や健康チェックを実施した。 <p>【感染対策の推移】</p>		
		時期	対応
		令和2年4月～同年5月	緊急事態宣言に伴い休館
		同年5月～同年12月	人数制限:1/2 行動制限:囲碁等、カラオケ等禁止
		同年12月～令和3年1月	休館
		令和3年1月～同年3月	緊急事態宣言に伴い休館
		同年3月～同年10月	人数制限:1/2 行動制限:囲碁等、カラオケ等禁止
		同年10月～令和4年1月	人数制限:1/2 行動制限:なし
		同年1月～同年6月	人数制限:1/2 行動制限:カラオケ等禁止
		同年6月～令和5年3月	人数制限:なし 行動制限:カラオケ等禁止
		同年3月～	人数制限:なし 行動制限:なし

	【各施設の利用者数の実績】					(単位:人)
	名称	施設数	R1	R2	R3	R4
実績	いきいきプラザ	6	446,757	115,782	212,015	276,360
	いきいきプラザセンター	9	172,710	33,578	83,707	126,338
	おゆみ野ふれあい館	1	10,254	2,197	4,084	6,593
	合計	16	629,721	151,557	299,806	409,291
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者から感染者がでた事例はあったものの、感染対策を徹底していたことにより個人の感染に留まり集団感染事例はなかった。 ・60歳以上を対象とした施設であることから、市の施設の中でも、最も厳しい感染対策を実施した。これにより集団感染は防げたものの利用者が大きく落ち込み、介護予防や利用者の生きがい向上など施設本来の目的が大きく停滞することとなった。 					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	コミュニティセンター、文化施設、スポーツ施設における感染対策
担当課	市民総務課、文化振興課、スポーツ振興課
取組内容	<p>【コミュニティセンターにおける感染対策】(令和2年3月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防策として、施設内にアルコール消毒液や透明ビニールカーテン等パーティションを設置したほか、貸出備品・ドアノブ・手すり等のこまめな消毒を実施した。 ・感染拡大防止のため、施設の休館・利用停止・利用(人数・活動内容・飲食)制限等を実施した。 <p>【文化施設における感染対策】(令和2年3月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策として、施設内の備品やドアノブ、手すり等、利用者が触れる部分を中心にアルコール消毒、施設の受付などへパーティションの設置を行った。 ・感染拡大防止の観点から休館、一部休館(夜間)、人数や活動の制限を行った。 ・ウォークスルー型温度感知器をホールごとに1台設置(市民会館2台、文化センター1台、若葉文化ホール1台、美浜文化ホール2台)し、対象温度を検知した場合は、警告表示及び警告音で確認することにより、利用者の安全を確保した。 <p>【スポーツ施設における感染対策】(令和2年4月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防策として、施設内にアルコール消毒液や透明ビニールカーテン等パーティションを設置したほか、貸出備品・ドアノブ・手すり等のこまめな消毒を実施した。 ・感染拡大防止のため、施設の休館・利用停止・利用(人数・活動内容・飲食)制限等を実施した。 ・ウォークスルー型温度感知器をスポーツ施設ごとに1台設置(計8台)し、利用者の検温を実施した。 ・非接触型赤外線検温計をスポーツ施設へ配置(計 30 台)し、スポーツ施設利用者へ無料で貸出、活用してもらった。

実績	施設利用者数					(人)
	年度	H30	R1	R2	R3	R4
	コミュニティセンター	1,777,428	1,731,981	819,630	1,317,153	1,519,779
	文化施設	785,629	729,303	225,379	368,677	463,125
	スポーツ施設	1,443,369	1,247,246	537,216	889,344	1,050,011
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の感染拡大防止対策を行ったことで、クラスター等の発生を防止することができた。 ・ 感染拡大防止対策について、施設管理者との緻密な調整を行うとともに利用者等への説明を行うことで、大きな混乱を生じることなく運営できた。 ・ 施設での活動内容によって適用する感染防止ガイドラインが異なる場合があるため、利用団体ごとに制限等の説明を行わなければならない、対応に苦慮した。 ・ 国の制限内容が度々変更となったが、利用者への周知が追い付かないことがあった。 ・ 濃厚接触等による施設従事者の感染防止に注意していたが、家庭内感染等により出勤不可能となる従事者が発生し、代替従事者の手配など、施設の維持・運営に苦慮した。 ・ 初期段階においてアルコール消毒薬などが不足した。 ・ 5類移行後、本市から提供したウォークスルー型温度感知器を使用しない利用者が増えているため、活用を促していく。 					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	
項目名	都市公園施設における感染対策
担当課	公園管理課
取組内容	<p>【都市公園施設利用による感染拡大防止対策】(令和2年3月～令和5年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な施設の閉鎖や利用制限を実施した。 ・ 手指消毒薬、パーティションなどの設置、非接触型の検温機器の設置といった感染対策を実施した。
実績	<p>【一時的な施設の閉鎖や利用制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言下かつ千葉県からの外出自粛要請発出時には、動物公園や運動施設等において、一時的に休園や閉鎖措置を実施した。 ・ まん延防止等重点措置下においては、各施設の状況に応じて、利用人数や利用時間短縮などの制限を実施した。 ・ 公園内で実施されるイベントについては、政府及び千葉県が示した「感染防止安全計画」策定や業種別ガイドライン等に基づき、感染対策を実施して開催された。 <p>【手指消毒薬、パーティション、非接触型の検温機器などの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の出入口や受付カウンターに手指消毒液を設置した。また、飲食施設においては、テーブルにパーティションを設置した。 ・ 動物公園、花島公園センター、都市緑化植物園、花の美術館といった集客施設の出入口に非接触型の検温機器を設置した。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設利用が要因と思われる集団感染は確認されなかった。 ・ 施設閉鎖の周知徹底の方法(特に自由使用施設)を工夫すべきであった。 ・ 施設閉鎖決定前に利用予約済者への配慮が必要であった。

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策					
細節	-					
項目名	生涯学習センター・公民館・科学館における感染対策					
担当課	生涯学習振興課					
取組内容	<p>【利用制限及び事業の見直し】</p> <p>生涯学習センター・公民館・科学館における利用制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月3日から16日(公民館は19日、科学館は6月14日)まで、令和2年4月4・5日及び4月8日から5月26日まで、休館した。 令和2年4月6・7日及び令和3年1月8日から(科学館は2年6月15日から)3月21日まで、開館時間を午後5時(生涯学習センターは午後6時)までに短縮した。 令和3年3月22日から令和3年9月30日まで、開館時間を午後8時までに短縮した。 <p>※ その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止(三密回避)のため、主催事業の一部中止や、一部施設の利用制限(定員の削減等)を随時実施した。</p>					
実績	施設利用者数 (人)					
	年度	H30	R1	R2	R3	R4
	生涯学習センター	225,094	219,770	80,079	138,728	180,852
	公民館	1,080,973	948,509	449,013	634,624	751,545
科学館	484,671	394,974	150,874	301,302	378,800	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者とも連携し、アルコール消毒やマスク着用の徹底、利用者間の距離の確保等利用者への感染対策等も適宜実施したことにより、クラスターの発生もなく、継続的な施設運営を行うことができた。 オンライン講座の推進など、施設に来館する必要がない学習機会の提供が進んだ。また、新たな普段施設を利用していない利用者へのアピール等につながった。 利用者心理の冷え込みもあり、利用制限により利用者数は大きく落ち込んだ。利用制限を解除した現在においても、コロナ禍前の利用者数には戻っていない。また、コミュニティーの変化により、サークルといった利用者等とのつながりを重視する継続的な学習活動内容にも、大きな影響が生じた。 利用収入の大幅減等により、施設における運営に多大な影響が生じた。科学館管理運営については、休館に伴う影響等による契約金額の変更を行った。 感染対策については、利用制限と比較し明確な運用基準の設定が難しく、各施設における運用に差異が生じた。また、市内施設間・周辺市との運用調整に多大な事務負担が生じた。 					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	-
項目名	南部青少年センターにおける感染対策
担当課	南部青少年センター
取組内容	<p>【施設における感染拡大防止対策】</p> <p>1 休館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月4日(土)～4月5日(日) ・令和2年4月8日(水)～5月26日(火) <p>2 利用の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月27日(水)～7月16日(木) ホール、講習室、和室、美術室のみ利用可。 ・令和2年7月17日(金)～全室利用可。ただし、利用制限は以下のとおり。 視聴覚室、録音室、レッスン室は、換気と消毒のため、利用時間を1時間短縮。 視聴覚室、録音室、レッスン室は一人(個人)での利用のみ可。 講習室、美術室、和室等定員の半数で利用。 ホール客席定員は27名(本来は204名)。 ・令和2年12月26日(土)、12月27日(日)、令和3年1月5日(火)～1月10日(日) 全室利用停止 ・令和3年1月13日(水)～3月19日(金) 午前、午後のコマは利用可。夜間のコマは利用停止。学習スペースの利用停止。 ・令和3年3月23日(火)～ 夜間のコマの利用開始。ただし、20時閉館。学習スペースの利用再開。 ・令和3年4月28日(水)～9月30日(木) 20時閉館。学習スペースの利用停止。 ・令和3年10月1日(金)～ 夜間のコマを21時までに戻して利用開始。学習スペースの利用再開。 ・令和3年11月2日(火)～令和5年5月9日(火) 貸出施設(ホールを除く)の利用人数、利用時間、活動の制限を段階的に緩和しながら、貸出を行った。 <p>※ ラウンジは、学習スペースとしてのみ利用可。休憩としての利用は不可とした。 (令和2年5月27日(水)～令和5年3月13日(月)、途中、利用停止期間あり。)</p>

	<p>3 感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年5月27日(水)～令和5年5月9日(火)の間中は、利用者へのマスクの着用、手指の消毒・換気の呼びかけや、所管が利用後の各室の消毒を行ったほか、ホールの利用団体に対しては、「感染症対策を記した開催指針」を提出させ、感染防止に努めた。 ・ ホール利用者に関しては、事前及び事後の健康観察、名簿の作成を呼びかけ、非接触型体温計の貸出しも行った。 ・ 主催事業に関しては、定員を縮小しながら段階的に実施していった。 																																																						
実績	<p>【利用状況】</p> <table border="1" data-bbox="347 685 1433 1176"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>場所</th> <th>回数・人数</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主催事業</td> <td rowspan="2">館内</td> <td>回数</td> <td>47</td> <td>17</td> <td>38</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>1,738</td> <td>113</td> <td>362</td> <td>897</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">貸出事業</td> <td rowspan="2">室・ホール</td> <td>回数</td> <td>4,135</td> <td>1,927</td> <td>3,877</td> <td>4,027</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>30,561</td> <td>6,592</td> <td>12,901</td> <td>22,494</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ラウンジ</td> <td>回数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>14,504</td> <td>1,404</td> <td>823</td> <td>2,719</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">合計</td> <td>回数</td> <td>4,182</td> <td>1,944</td> <td>3,915</td> <td>4,070</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>46,803</td> <td>8,109</td> <td>14,086</td> <td>26,110</td> </tr> </tbody> </table>	区分	場所	回数・人数	R1	R2	R3	R4	主催事業	館内	回数	47	17	38	43	人数	1,738	113	362	897	貸出事業	室・ホール	回数	4,135	1,927	3,877	4,027	人数	30,561	6,592	12,901	22,494	ラウンジ	回数	-	-	-	-	人数	14,504	1,404	823	2,719	合計		回数	4,182	1,944	3,915	4,070	人数	46,803	8,109	14,086	26,110
区分	場所	回数・人数	R1	R2	R3	R4																																																	
主催事業	館内	回数	47	17	38	43																																																	
		人数	1,738	113	362	897																																																	
貸出事業	室・ホール	回数	4,135	1,927	3,877	4,027																																																	
		人数	30,561	6,592	12,901	22,494																																																	
	ラウンジ	回数	-	-	-	-																																																	
		人数	14,504	1,404	823	2,719																																																	
合計		回数	4,182	1,944	3,915	4,070																																																	
		人数	46,803	8,109	14,086	26,110																																																	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設における感染対策を実施した結果、主催事業及び貸出事業とも、令和元年度と比較すると令和2年度は、回数・人数とも大きく減少してしまった。 ・ 貸出の利用人数、利用時間、利用制限を緩和しながら、主催事業及び貸出事業を行ったため、利用回数・利用人数とも徐々に回復している。ただし、利用人数は増加傾向にあるが、コロナ禍前の令和元年度の利用人数までには回復していない。 ・ 新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に変更されているが、手指の消毒や部屋の換気など施設としてできる感染症対策を継続する必要がある。 ・ 5類移行後は、利用促進を図るため、各所への働きかけを強める必要がある。 																																																						

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策					
細節	-					
項目名	博物館・文化財施設における感染対策					
担当課	文化財課、加曽利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センター					
取組内容	<p>【博物館・文化財施設における感染対策】(令和2年3月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見学(ガイド)メニューの制限 ・ 見学団体受付のコントロール(密集回避) ・ 展示箇所の定時消毒 ・ イベント・体験講座等の人数制限 					
実績	各施設の利用者数 (人)					
	年度	R2	R3	R4	R5※	計
	加曽利貝塚博物館	33,500	52,124	53,378	45,803	184,805
	郷土博物館	30,453	44,648	56,522	33,240	164,863
	埋蔵文化財調査センター	1,068	1,732	1,591	1,012	5,403
※令和5年12月15日時点						
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法に工夫をこらすなど感染防止対策を講じることで、安全で安心して施設をご利用いただいた。 ・ ボランティアガイドによる解説は中止して1日1団体限定の受入れとした。 ・ 講座等の定員を減らし、事前申し込み制とした。 ・ 集客イベントの規模を縮小して開催した。 ・ 1回あたりの人数を減らしたが実施回数を増やして開催した。 ・ 消毒用アルコールの調達 ・ 受付を配置していない施設での検温の実施が今後の課題と考えている。 					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	-
項目名	千葉県図書館における感染症対策
担当課	中央図書館管理課・中央図書館情報資料課
取組内容	<p>【千葉県図書館における感染症対策】(令和2年3月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月14日に公益社団法人日本図書館協会が「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定したことに伴い、令和2年6月1日に千葉県中央図書館においても「千葉県中央図書館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を作成。 <p>【所蔵資料の取り扱いについての対応】(令和2年6月～令和5年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月、日本図書館協会の感染拡大予防ガイドラインにより、資料利用前後の手洗い・手指消毒以外の対策に関し、書籍等を保護する透明プラスチックフィルムの表面に付着したウイルスの不活性化効果として、72時間保管・隔離することが資料を介した感染を防ぐ最も有効な対策と示されたことから、千葉県図書館では、返却資料の72時間保管・隔離を実施した。 令和3年3月、日本図書館協会資料保存委員会「図書資料の取り扱い(新型コロナウイルス感染防止対策)について」の改訂で示された6時間保管・隔離へ変更。 令和5年1月、日本図書館協会の「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」変更をうけ6時間保管・隔離を取りやめ。コロナ前と同じ資料の取り扱いとする。
実績	<p>【所蔵資料の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 返却資料(ウイルス活性化)と貸出資料(ウイルス不活性化)を混在させないため、案内カウンターとは別に返却カウンターを設置した。 <p>以下はあくまでも72時間保管・隔離を前提としたうえで、資料状況により下記のとりの運用とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自館予約ありの図書は、返却すると次予約割当者へ予約連絡通知が届くため、除菌効果が確認されているエルクリーナーで本の表面を拭き予約貸出を行った。 自館予約なしの図書および本の表面が拭けない雑誌・紙芝居・視聴覚資料は、72時間保管・隔離 ブックメールカー配送の予約回送本および返却回送本:72時間保管・隔離

【感染症対策】

年月日	開館状況等		開館時間
令和2年3月3日～16日	休館	予約本の貸出・返却のみ	通常通り
3月17日～4月3日	開館	閲覧スペースを1/3に削減 (～令和3年3月31日)	通常通り
4月4日～4月7日	開館	土日および夜間休館	中央図書館:17時30分 まで 地区図書館:通常通り
4月8日～5月11日	休館	有料宅配、団体貸出のみ	
5月12日～31日	休館	予約本の貸出・返却のみ	10時～12時、 14時～16時
6月1日～令和3年1月7日	開館	利用時間の制限(1時間以内)	通常通り
1月8日～3月22日	開館	夜間休館	中央図書館:17時30分 まで 地区図書館:通常通り
3月23日～4月27日	開館	夜間開館制限	中央図書館:20時まで 地区図書館:通常通り
4月28日～9月30日	開館	夜間開館制限、一部利用制限	中央図書館:20時まで 地区図書館:通常通り
10月1日～令和4年5月19日	開館	マスク等の感染対策	通常通り
5月20日～令和5年5月7日	開館	距離、会話無しでマスク不要	通常通り
5月8日～	開館	引き続き換気等の対策	通常通り

成果と課題	<ul style="list-style-type: none">・ 資料を72時間保管・隔離またはエルクリーナーでの除菌を行ったことで資料を介した感染は確認されていない。・ 感染拡大時は、感染対策として安全性を主張したことで利用者への理解を得られたが、徐々に感染が落ち着くと72時間保管・隔離の見直しの要望等があった。感染拡大時と収束時での感染対策の実効性を見直しが必要である。・ 利用者がWeb等で資料の所蔵状況が確認できてしまうことから、利用者とのトラブル回避のため返却後の資料状態については全館統一の運用が望ましい。・ 72時間保管・隔離する場所の確保、資料運搬に使用するブックトラックの台数、それに伴う配架や予約資料の確保に対する人員の配置の調整が必要であった。・ 図書館HPやSNSで休館等の対応について周知等を行ったが、十分ではなかった。「突然、休館となって本が借りられない」といった問合せが多数あり、周知方法を検討していく必要がある。・ 各館で開館時間・利用者数・返却数・予約数が大きく異なるため、中央・地区図書館と分館(室)の実務的な調整を図ることが困難であった。
-------	---

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策								
細節	-								
項目名	来所による消費生活相談時のコロナ対策								
担当課	消費生活センター								
取組内容	<p>【消費生活相談】(令和2年4月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所による消費生活相談を予約制とした。電話による相談の過程において、相談者と対面して聴き取りをする必要があると相談員が判断した場合に、来所の際の感染症対策に関する注意事項を伝え、日程を調整し、予約を受け付けた。 ・ 予約をしていない来所者に対しても、感染症対策について説明したうえで相談を受けた。 ・ 施設内に感染症対策についての注意書きを掲示、手指の消毒液を配置及び個別相談室にパーティションを設置するなど基本的な感染症対策を実施した。 								
実績	<p>来所による消費生活相談受付件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>423</td> <td>338</td> <td>319</td> </tr> </tbody> </table>			R2	R3	R4	423	338	319
R2	R3	R4							
423	338	319							
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染症対策を実施したことで、クラスター等の発生がなく、安心・安全な運営ができた。 ・ 来所いただく必要があると判断される相談者は、相談員による、よりきめ細かな支援が必要な高齢者であることが多い。感染後の重症化リスクを回避するためにも、誰もが来所をしなくても相談できる体制を整備する必要がある。 								

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策										
細節	—										
項目名	消費者啓発のための各種講座等開催にあたってのコロナ対策										
担当課	消費生活センター										
取組内容	<p>【消費者教育】(令和2年4月～令和5年5月)</p> <p><主催講座></p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者、関係者のマスク着用を徹底した。 ・体調不良者の参加厳禁とし、参加者、関係者に対し入場時の手指消毒を徹底した。 ・参加定員は、会場収容定員の半分以下とした。 ・換気、3密対策を徹底した。 ・不特定多数が接する備品の消毒を徹底した。 など <p><出前講座></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者による新型コロナウイルス感染症対策の徹底を依頼した。 ・オンライン開催を取り入れた。 										
実績	<p>講座回数 (くらしの巡回講座、消費生活講座、消費者サポーター養成講座、悪質商法等被害防止講演会、連携事業等の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座回数</td> <td>64</td> <td>162</td> <td>149 (うちオンライン1)</td> </tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	R4	講座回数	64	162	149 (うちオンライン1)
年度	R2	R3	R4								
講座回数	64	162	149 (うちオンライン1)								
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の感染拡大防止対策を行ったことで、クラスター等の発生を防止することができた。 ・初期段階においてアルコール消毒薬などが不足した。 										

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	健康関係イベントの中止やオンライン配信
担当課	健康推進課
取組内容	<p>【市民健康づくり大会の中止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年10月に開催している市民健康づくり大会について、令和2年度～4年度は中止し、令和5年度は開催した。 <p>【ヘルシーカムカムの中止、縮小】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、歯と口の健康週間に口腔保健の啓発のため実施している「ヘルシーカムカム」を、令和2、3年度は中止、令和4、5年度は縮小して実施した。 <p>【食育のつどいの縮小】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、食育月間に食育の啓発のため実施している「食育のつどい」を、令和2、3年度は縮小してパネル展のみ実施、令和4、5年度は感染対策に留意しながら実施した。 <p>【集団健康教育の中止・参加人数制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健康教育については、令和2年度は感染症対策や保健所業務逼迫のため、中止とする事業が多かった。令和3年度は広い会場の確保や人数制限などの感染対策を進め、可能な範囲で実施した。令和4年度は必要な人数制限をしながらオンラインを活用するなど工夫し、可能な限り実施した。令和5年度以降も、オンライン配信が好評なことから、継続して実施していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度は、参加者の体調確認、密集・密接の回避、換気の励行、咳エチケットなど基本的な感染対策を行った上で、コロナ前と同様に実施している。 <p>【中央講習会(乳幼児の口腔保健に係る保育施設職員向け研修会)のオンライン配信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央講習会は感染対策のため、オンライン配信で実施したが、参加者に好評であったことから、今後もオンラインでの実施を予定している。 <p>【一般介護予防事業の中止・参加人数の制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チャレンジシニア教室について、令和3、4年度は料理実習プログラムを見学に変更するとともに、感染予防対策を講じた上で実施した。また、シニアフィットネス習慣普及事業については、ガイドラインに沿った感染予防対策を講じた上で予定通り実施した。 ・ 令和5年度は、参加者の体調確認、密集・密接の回避、換気の励行、咳エチケットなど基本的な感染対策を行った上で、コロナ前と同様に実施している。 <p>【シニアリーダー体操のケーブルテレビ(J:COM)及び YouTube での配信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度は、シニアリーダー体操教室の自粛要請を行った。また、令和2年度より、高齢者が自宅での運動を継続できるよう、シニアリーダー体操のケーブルテレビ(J:COM)及び YouTube での配信を行っている。

	<p>【オンラインによるシニアリーダー養成講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度のシニアリーダー養成講座は中止した。令和3年度以降は感染予防対策を講じた上で、対面とオンライン(希望者に対し)での講座を並行して実施している。また、シニアリーダーの地域活動について、感染予防対策を講じた活動のガイドラインを作成していたが、感染症法上の5類移行後は、ガイドラインは廃止し、感染予防対策を講じた上で実施している。 																																				
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康づくり大会参加者数</td> <td>0人 (中止)</td> <td>0人 (中止)</td> <td>0人 (中止)</td> </tr> <tr> <td>ヘルシーカムカム参加者数</td> <td>0人 (中止)</td> <td>0人 (中止)</td> <td>383人</td> </tr> <tr> <td>食育のつどい参加者数</td> <td>538人</td> <td>2,250人</td> <td>2,181人</td> </tr> <tr> <td>健康教育 参加者数</td> <td>3,996人</td> <td>6,264人</td> <td>9,611人</td> </tr> <tr> <td>中央講習会 再生数</td> <td>771回</td> <td>427回</td> <td>561回</td> </tr> <tr> <td>チャレンジシニア教室 延利用者数</td> <td>646人</td> <td>968人</td> <td>961人</td> </tr> <tr> <td>シニアフィットネス習慣普及事業 延利用者数</td> <td>612人</td> <td>263人</td> <td>469人</td> </tr> <tr> <td>シニアリーダー養成講座 登録者数</td> <td>0人</td> <td>127人</td> <td>99人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R2	R3	R4	健康づくり大会参加者数	0人 (中止)	0人 (中止)	0人 (中止)	ヘルシーカムカム参加者数	0人 (中止)	0人 (中止)	383人	食育のつどい参加者数	538人	2,250人	2,181人	健康教育 参加者数	3,996人	6,264人	9,611人	中央講習会 再生数	771回	427回	561回	チャレンジシニア教室 延利用者数	646人	968人	961人	シニアフィットネス習慣普及事業 延利用者数	612人	263人	469人	シニアリーダー養成講座 登録者数	0人	127人	99人
	年度	R2	R3	R4																																	
	健康づくり大会参加者数	0人 (中止)	0人 (中止)	0人 (中止)																																	
	ヘルシーカムカム参加者数	0人 (中止)	0人 (中止)	383人																																	
	食育のつどい参加者数	538人	2,250人	2,181人																																	
	健康教育 参加者数	3,996人	6,264人	9,611人																																	
	中央講習会 再生数	771回	427回	561回																																	
	チャレンジシニア教室 延利用者数	646人	968人	961人																																	
	シニアフィットネス習慣普及事業 延利用者数	612人	263人	469人																																	
	シニアリーダー養成講座 登録者数	0人	127人	99人																																	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> 市民健康づくり大会については、健やか未来ちばプラン推進協議会及び千葉市保健医療事業団との共催であることから、開催の調整に時間を要した。また、結果的に3年連続中止となったことから、新興感染症が流行した際の開催方法について、事前に検討する必要がある。 ヘルシーカムカムは、マスクをとっての体験もあり、感染状況を踏まえ2年間中止としたが、令和4年度からは感染対策に留意して実施することができた。令和6年度以降、コロナ前の規模に戻していきたい。 食育のつどいは、パネル展示や啓発資料の配布など、コロナ禍でも可能な方法を検討しながら実施した。令和4年度からは、感染に留意し、コロナ前とは違った方法で実施した。 健康教育は令和3年度以降、感染対策のノウハウを得て実施することができた。中央講習会も含め、オンラインを活用しての試みなどを行う機会ともなった。 対面での実施には直接質疑ができる等よい点もあり、特に住民を対象とする場合は会場に来所すること自体が健康づくりに効果的である場合もあるので、今後もオンラインの利点を活用しながら、対面での教育や講習会を基本に実施していきたい。 																																				

- ・中央講習会は、オンライン配信に変更したことにより、質疑や参加者同士の意見交換、交流ができない等の課題はあったが、通常の講習会よりも参加者(再生数)は多く、今後の実施方法については参加者の希望も考慮し、検討していく。
- ・チャレンジシニア教室及びシニアフィットネス習慣普及事業については、コロナ禍においても、感染予防対策を講じた上で実施したことにより、高齢者の身体機能の低下防止に努めた。
- ・オンラインを活用してのシニアリーダー養成講座を実施したが、「パソコンやスマートフォンの操作が分からない」、「パソコンを持っていない」等の声があり、活用者も少なかった。そのため、シニアリーダー連絡会では、高齢者のICT活用について、研修を実施した。

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策																								
細節	-																								
項目名	清掃工場等における感染対策																								
担当課	廃棄物施設維持課																								
取組内容	<p>【清掃工場等の施設見学中止】(令和2年3月～令和4年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月から令和4年6月まで清掃工場等において施設見学を一時中止する対応を実施。令和4年7月に施設見学再開。 <p>※令和2・3年度は工場維持運営会社等、関係者による見学のみ実施した。</p>																								
実績	<p>【工場見学者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新港清掃工場</td> <td>5,788</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>北清掃工場</td> <td>1,998</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,786</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>235</td> </tr> </tbody> </table>					年度	R1	R2	R3	R4	新港清掃工場	5,788	0	0	186	北清掃工場	1,998	21	16	49	計	7,786	21	16	235
年度	R1	R2	R3	R4																					
新港清掃工場	5,788	0	0	186																					
北清掃工場	1,998	21	16	49																					
計	7,786	21	16	235																					
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> 部外者との接触を抑制することができた。 施設見学が毎年の恒例行事となっている学校が多い中で、見学ができなかった子ども達にはごみ処理の仕組みを理解してもらう機会を設けることができなかった。 																								

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	喫煙所の供用停止、供用方法の変更
担当課	廃棄物対策課
取組内容	<p>【JR海浜幕張駅高架下喫煙所の閉鎖、人数制限(再開後)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年 4月15日 喫煙所閉鎖 ・ 令和2年 6月16日 喫煙所再開(定員10人の人数制限) ・ 令和3年 1月 8日 喫煙所閉鎖 ・ 令和3年11月10日 喫煙所再開(定員10人の人数制限)
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図った。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2度目の閉鎖の際、令和3年3月21日に緊急事態宣言が解除され、市の施設は時間制限などを設けて再開させることが決まったが、喫煙所は常時開放しており時間制限を設けられないため、令和3年11月10日まで閉鎖を継続した。

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策							
細節	-							
項目名	会議、説明会、セミナー、審議会等における感染対策							
担当課	都市計画課 都市安全課、こども企画課							
取組内容	<p>【都市計画審議会、都市計画説明会、セミナー、相談会等における感染対策】(令和2年2月～令和5年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画審議会や都市計画説明会、空き家セミナー・相談会などの開催の際に、来場者に対して手指消毒、体温確認、連絡先の確認等による感染症対策を行った。 <p>※手指消毒の消毒液は5類移行後も置いている。</p> <p>【会議の開催方法における感染対策】(令和2年12月～現在も継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、会議をWeb併用開催又はWeb開催により実施した。 <p>【社会福祉審議会児童福祉専門分科会の書面開催】(令和2年度～令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐことを目的に、対面開催に伴う人と人との密接を避けるため、千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を書面で開催した。 							
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・受付に消毒液の設置、受付時に体温の確認と連絡先の記載を来場者に求めた。会場設営の際に、座席の間隔を広く取り、開始前後で椅子や机などは消毒液で清掃した。また、参加者が使用するマイクは都度消毒を行った。 ・コロナ禍後に開催した審議会等において、あらかじめ委員に資料を共有し、Web併用開催又はWeb開催を実施した。今後もWeb併用開催又はWeb開催を実施していく。 <p>【社会福祉審議会児童福祉専門分科会の書面開催】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書面開催数</td> <td>1回/全3回中</td> <td>2回/全3回中</td> </tr> </tbody> </table>		年度	R2	R3	書面開催数	1回/全3回中	2回/全3回中
年度	R2	R3						
書面開催数	1回/全3回中	2回/全3回中						

成果と課題	<ul style="list-style-type: none">・ 消毒液を用いての椅子や机の清掃作業や用具の準備、マイクの消毒など、コロナ禍前にはなかった作業負担が生じた。受付時に来場者に連絡先の記載を求めたが、記載を拒む方もおり、配慮を要した。・ 市外在住の参加者や体調に不安がある参加者は、会議等のため会場に来る必要がなくなり感染リスクの低減、移動の負担の軽減が可能となった。・ Web併用開催とすることで、現地の参加者数が減ることで、室内の密集を防ぐことが可能となった。・ 通信環境により、Web参加者との意思疎通に支障が生じることもあった。その際は、あらかじめ資料を送付していたことから、音声のみで対応することができた。・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、いずれの会議も報告事項のみであり、附属機関の委員の意向を諮る議題はないことから、対面開催ではなく、資料送付による報告に代えさせていただくこととした。・ その結果、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に寄与することとなったほか、委員の日程調整、会場の確保及び当日設営、報酬や食糧費等の支出事務、議事録作成などが必要なくなり、職員の負担も大幅に減ることとなった。
-------	---

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策																																					
細節	-																																					
項目名	図書館における新しい生活様式への対応																																					
担当課	中央図書館管理課、中央図書館情報資料課																																					
取組内容	<p>【図書館のICT化(Wi-Fi環境整備)】(令和2年11月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットによる資料収集等を可能とし、図書館における学習機会の充実を図るため、中央図書館及び地区図書館等の館内にWi-Fi環境を整備し、令和2年11月から運用を開始した。 <p>【電子書籍サービスの導入】(令和3年7月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月、「知」の拠点としての役割・機能の確立、新しい生活様式に対応したサービス提供など、次世代を担う新たな図書館を構築し、利用者サービスの向上を図るため、電子書籍サービスを導入した。 																																					
実績	<p>【Wi-Fi接続数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続数(アクセス数)</td> <td>1,826</td> <td>11,977</td> <td>14,154</td> <td>13,594</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R5 は12月末時点</p> <p>【電子書籍サービス利用実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ログイン数</td> <td>41,157</td> <td>53,597</td> <td>41,322</td> </tr> <tr> <td>貸出点数</td> <td>12,518</td> <td>16,856</td> <td>15,453</td> </tr> <tr> <td>予約点数</td> <td>6,904</td> <td>8,263</td> <td>4,879</td> </tr> <tr> <td>閲覧回数</td> <td>27,294</td> <td>51,282</td> <td>45,603</td> </tr> <tr> <td>提供書籍数</td> <td>8,866</td> <td>11,259</td> <td>12,444</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R5 は12月末時点</p>				年度	R2	R3	R4	R5※	接続数(アクセス数)	1,826	11,977	14,154	13,594	年度	R3	R4	R5※	ログイン数	41,157	53,597	41,322	貸出点数	12,518	16,856	15,453	予約点数	6,904	8,263	4,879	閲覧回数	27,294	51,282	45,603	提供書籍数	8,866	11,259	12,444
年度	R2	R3	R4	R5※																																		
接続数(アクセス数)	1,826	11,977	14,154	13,594																																		
年度	R3	R4	R5※																																			
ログイン数	41,157	53,597	41,322																																			
貸出点数	12,518	16,856	15,453																																			
予約点数	6,904	8,263	4,879																																			
閲覧回数	27,294	51,282	45,603																																			
提供書籍数	8,866	11,259	12,444																																			
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい生活様式」等への対応に積極的に取り組むため、利用者自らによるインターネット上の資料検索や収集を可能とすることで、図書館における滞在時間の短縮及び学習機会の充実を図った。 家庭にWi-Fi環境がない子どもが、学校以外で学習する機会を増やした。 電波の届かない範囲へのアクセスポイントの設置については、利用状況や利用者の要望などを踏まえ検討していきたい。 導入時と比べて、コンテンツ(蔵書)の充実を図ることができた。 新たにギガタブ利用を中心とした学校内外での子どもの読書活動推進の取組み(児童書の読み放題)を行えるよう、実証実験を実施した。 																																					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	社会福祉研修センターの感染対策
担当課	地域福祉課
取組内容	<p>【一部研修の中止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発令等に合わせ一部研修を中止した。 <p>【一部研修のオンライン化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年8月にパソコン、ビデオ会議システム有償ライセンス等を購入し、実習を伴わない研修をオンラインで実施した。 <p>【グループワーク実施時の感染防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワークを行う研修時の感染防止対策として、受講者間にパーティションを設置するほか、定員削減により間隔を確保した。
実績	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年2、3月 一部研修中止 <p>【令和2年度】</p> <p>①R2.4.8～R2.5.26 全館休館</p> <p>※開館以降も R2.6 月中旬までは研修中止</p> <p>②R2.6 月中旬以降順次研修再開</p> <p>※内容に応じて一部中止あるいは定員削減等の制限実施</p> <p>③R3.1.8～3.21(緊急事態宣言②) 一部研修のオンライン化実施</p> <p>【令和3年度】</p> <p>①R3.8.2～9.30(緊急事態宣言③)</p> <p>一部研修を宣言解除後に延期、一部研修をオンライン化、グループワークの原則中止</p> <p>②R3.10.1～ グループワーク実施の制限解除</p> <p>※感染予防対策は継続(一人1テーブル、1.5m～2m間隔、パーティション付きテーブル使用等)</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画配信による研修を実施
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の集合型研修に加え新たにオンライン研修を実施したことは、研修のあり方について検討する機会となった。 ・受講者アンケートによると、オンライン研修は、接触による感染症のリスクが軽減されること、スケジュール調整が容易であることなどの良い評価がある一方で、通信環境によっては画像や音声に影響を受けること、受講時の緊張感の維持に不安があることなどの悪い評価もあるという結果であった。 ・受講者のニーズを把握し効果的な研修を目指していく必要がある。

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策					
細節	-					
項目名	戦没者追悼式の開催規模の縮小					
担当課	地域福祉課					
取組内容	令和2年度及び令和3年度において、千葉市戦没者追悼式の開催規模を縮小し、国会議員・県議会議員等の来賓招待を見送るとともに、一般の遺族の参列についても事前申し込み制として、来場者数を制限した。					
実績	【実績】 (人)					
	参列者内訳			R1	R2	R3
	市長			1	1	1
	遺族	①各遺族会会長(県遺族会・市遺族会・市戦災遺族会)		3	3	3
		②献花者		30	15	15
		③上記以外		55	49	52
	議員	国会議員		10	0	0
		県議会議員		10	0	0
		市議会議員		31	2	2
	関係団体			2	0	0
	報道機関の代表者			4	0	0
青少年代表・引率教員			4	0	0	
合 計			150	70	73	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢の参列者が多く、感染の重症化リスクが高い中、感染対策を講じつつ、式典を挙行することができた。(事業継続) ・ 申し込み期間が短く、市民への周知が十分ではなかった可能性がある。 					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策																																
細節	-																																
項目名	避難所、拠点の福祉避難所における感染対策																																
担当課	防災対策課、高齢福祉課、障害者自立支援課																																
取組内容	<p>【新型コロナウイルス感染症対策資器材の購入】(令和2年6月～令和3年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に、新たに災害用備蓄品としてフェイスシールド、非接触型体温計、飛沫防止シート、防災用テント(間仕切り型)、段ボールベッド及び段ボールパーティションを整備した。 <p>【「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」の策定】(令和2年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月、感染予防や感染拡大防止を図りながら避難所を開設・運営することを目的に、「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」を策定し、各避難所施設や避難所運営委員会等に周知した。さらに、令和4年度には、同方針等を踏まえ、避難所開設運営マニュアルを改正するとともに、わかりやすく解説する動画を作成した。 <p>【拠点の福祉避難所防災備蓄品整備】(令和2年8月～令和2年10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大やクラスター発生を防止するため、災害時に開設する拠点の福祉避難所(協定を締結している高齢者施設、障害者施設)に、段ボールベッド及び段ボールパーティションを配布した。 																																
実績	<p>【資器材の備蓄数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>フェイスシールド</th> <th>非接触型体温計</th> <th>飛沫防止シート</th> <th>防災用テント(間仕切り型)</th> <th>段ボールベッド・パーティション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>13,750枚</td> <td>1,132本</td> <td>281本</td> <td>1,000張</td> <td>各188セット</td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td colspan="3">各避難所</td> <td colspan="2">市で一括管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>【拠点の福祉避難所への配布数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配布施設</th> <th>段ボールベッド・パーティション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設</td> <td>97 施設</td> <td>194 セット</td> </tr> <tr> <td>障害者施設</td> <td>45 施設</td> <td>45 セット</td> </tr> </tbody> </table>							フェイスシールド	非接触型体温計	飛沫防止シート	防災用テント(間仕切り型)	段ボールベッド・パーティション	数量	13,750枚	1,132本	281本	1,000張	各188セット	保管場所	各避難所			市で一括管理			配布施設	段ボールベッド・パーティション	高齢者施設	97 施設	194 セット	障害者施設	45 施設	45 セット
	フェイスシールド	非接触型体温計	飛沫防止シート	防災用テント(間仕切り型)	段ボールベッド・パーティション																												
数量	13,750枚	1,132本	281本	1,000張	各188セット																												
保管場所	各避難所			市で一括管理																													
	配布施設	段ボールベッド・パーティション																															
高齢者施設	97 施設	194 セット																															
障害者施設	45 施設	45 セット																															

成果と課題	<ul style="list-style-type: none">・資機材を配備したことで、感染症対策を図りながら避難所運営が可能な体制整備に寄与した。・運営方針策定にあたり、国の通知等を参考にしたほか、庁内の関係課と調整を行ったことで、より実践的な避難所における感染症対策を示すことができた。・新型コロナウイルス感染症に限らず様々な感染症に対応したものとするにより、新型コロナウイルスの流行如何にかかわらず、平常時の訓練等においても活用することができた。・段ボールベッド及び段ボールパーティションを各拠点の福祉避難所に配布し、感染症に備えることができた。・段ボールベッド等の配布後に、拠点の福祉避難所を開設した例がなく、施設で実際に段ボールベッド等を組み立てる機会がない。・拠点の福祉避難所向けの防災訓練において、実際に段ボールベッド等の組み立て訓練を行い、災害時に備える。
-------	--

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	選挙における感染症対策
担当課	選挙管理委員会事務局
取組内容	<p>【投票所における感染症対策】(令和3年3月～令和5年4月)</p> <p>千葉県選挙管理委員会から示された手引きや他市で執行された選挙などを参考として、以下の取組みを実施し、市ホームページ・SNS・市政だよりや入場整理券に同封の啓発チラシなどで周知した。</p> <p>【投票所での感染症対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)従事者、投票管理者及び投票立会人の参集前の事前検温 (2)出入口にアルコール消毒液を設置 (3)トイレに手洗い用石鹸を設置 (4)選挙人が希望した場合に提供するためのマスク、ポリ手袋、使い捨て鉛筆の用意 (5)順番待ちの際の密集を防ぐため、間隔の目安となるラインを床に引く (6)名簿対照係及び投票用紙交付係等にビニールの障壁を設ける (7)従事者のマスク・手袋着用(R5.4統一地方選挙では任意とした) (8)鉛筆や記載台等の定期的な消毒 (9)定期的な換気の実施 <p>【来場する選挙人へのお願い】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)マスク着用、咳エチケット、来場前後の手洗い (2)ソーシャルディスタンスの確保 (3)混雑時間帯を避けた来場や期日前投票の利用
実績	<p>・新型コロナウイルス感染症が拡大した以降の全ての選挙(令和3年3月知事市長選挙、令和3年10月衆議院選挙、令和4年7月参議院選挙、令和5年4月統一地方選挙)で実施。</p>
成果と課題	<p>・感染症対策として、一定の効果があったものと考えている。</p>

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	特例郵便等投票
担当課	選挙管理委員会事務局
取組内容	<p>【特例郵便等投票】(令和3年10月～令和5年4月)</p> <p><制度の概要></p> <p>第204回国会において成立した「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和3年6月18日公布、令和3年6月23日施行)」により、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている者で、一定の要件(※)に該当する者は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から、郵便等により投票をすること(特例郵便等投票)ができるようになった。</p> <p>※特例郵便等投票の対象者</p> <p>以下の「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請等又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定患者等」とは <ul style="list-style-type: none"> (1)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた者 (2)検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置(隔離・停留の措置)により宿泊施設内に収容されている者 <p><本市の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度について、市政だよりや市選挙管理委員会のホームページに掲載するとともに、入場整理券に同封するチラシにも記載するなど広く周知に務めた。 ・ 感染症対策課から療養者宛てに送付されるSMSに、特例郵便等投票の案内サイトのリンクを貼付した。 ・ 宿泊療養施設に入所する者に対し、関係課と連携し、制度のチラシ「特例郵便等投票ができます」 「投票用紙等の請求手続きについて」を備え置くなどの周知を行った。

実績	【特例郵便等投票数】			
		R3. 10衆議院選挙	R4. 7参議院選挙	R5. 4統一地方選挙
	中央区	4	3	0
	花見川区	0	3	0
	稲毛区	2	1	0
	若葉区	1	0	0
	緑区	0	0	0
	美浜区	1	0	0
	計	8	7	0
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の陽性者となったことにより、外出自粛要請を受けた方などの投票機会の確保に、一定の効果があったものと考えている。 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたため、令和5年5月8日以降、本投票制度の対象となる者はいない。 			

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	職員採用試験及び説明会
担当課	人事委員会事務局
取組内容	<p>【感染症対策を行った上で採用試験を実施】(令和2年6月～令和5年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員採用試験については、感染症対策を講じた上で、ほぼ例年どおりのスケジュールで実施した。 <p>〈主な感染症対策〉</p> <p>(第一次試験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筆記試験の会場(1教室あたり)の受験者数を減らすことにより、受験者間の距離を確保して実施した。(令和2～3年) ・ 上級事務(行政Bを除く)及び上級技術の面談試験を中止した。(令和2年度のみ。令和3～4年度はパーティションを設置して実施した。) ・ 上級事務(行政B)及び経験者事務(行政)の集団討論試験について、受験者間の座席の距離を確保しマスク着用の上、実施した。 <p>(第二次試験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上級、中級(看護師除く)、初級の論文試験を中止した。(令和2年度のみ) ・ 全試験区分の適性検査をWeb方式(パソコンやスマートフォンでの受検)で実施した。(令和2年度以降は継続的に実施した。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 面接試験について、受験者と面接員の座席の間隔を空けて配置し、受験者、面接員ともにマスク着用で実施した。(令和3、4年度は受験者の前にパーティションを設置した上で、マスクを着用せず実施した。) <p>【オンラインで説明会を開催】(令和3年3月～令和5年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例年、3月に実施しているが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症が広がり始めた時期であり中止とした。 ・ 令和2～3年度は感染状況を踏まえ、対面形式での開催は困難と判断しオンライン形式で採用説明会を実施した。 ・ 令和4年度は感染状況を踏まえ、対面形式及びオンライン形式の両方を開催した。

実績	<職員採用試験>				
	受験者数(全試験区分合計)				
	年度	R1	R2	R3	R4
	受験者数	2,139	3,089	2,418	2,131
	<職員採用説明会>				
実績	職員採用説明会参加者数				
	年度	R1	R2	R3	R4
	対面	中止	—	—	199
	オンライン		3,683	3,804	1,083
<p>※R3、R2はオンラインのみで実施。 ※オンラインは延べ人数で集計。</p>					
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用試験については、感染症対策を行いながら例年通りのスケジュールで実施することができた。 ・刻々と変わる感染状況の中で、対策等の判断が難しい面もあったが、その時々に応じた感染症対策を行いながら実施した。 ・職員採用説明会については、室内に多くの方を集めるイベントとなるため、感染症対策の観点から開催は難しかったが、オンライン形式での開催としたことで多くの方に参加いただけた。 ・令和4年度については、感染状況を踏まえ対面形式で開催するとともに、オンライン形式でのノウハウを活用し、両方の形式で開催しより幅広いニーズに対応した。 				